

## 秘密保護法が狙う国家像～立法・法改定の動き

2014年1月20日  
弁護士 山下幸夫

### I 秘密保護法は何を目指しているのか

#### ① 日本版NSCとの関係

安倍政権では、秘密保全法は、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法と一体と位置付けられている。

アメリカのNSCは、大統領への助言と政策の調整、危機管理が主な役割であり、法律が定めるメンバーは正副大統領、国防、国務両長官。これに加わる他のメンバーは政権ごとに変わるという。70年近い歴史があり、スタッフは約200人にのぼる。

これに対して、安倍政権が目指している日本版NSCは、首相、外相、防衛相、官房長官の4閣僚が常設メンバーとなり、NSC担当の首相補佐官を新設し、内閣官房に事務局を設け、10～20人程度の専門スタッフを置くという。アメリカと比べてかなり規模が小さい。

しかし、情報の一元化をして、大統領的な首相を目指すのが、日本版NSCである。それは首相の独裁体制を支えるための仕組みとも言える。

日本版NSCは、戦争のための準備や遂行をすることを決める組織である。

#### ② 集団的自衛権との関係

安倍政権が目指しているのは、アメリカのための集団的自衛権の行使。すなわち、「いつでも（アメリカのために）戦争できる国」になること。

だから、アメリカとの情報共有が前提となっており、その秘密を保護することが強く要請されている。

それは、2007年8月に、GSOMIA（軍事情報包括保護協定）を締結した時から求められていた。

自民党は、集団的自衛権を認める「国家安全保障基本法案」の提出を予定している。

安全保障会議設置法案と特定秘密保護法案は、その前哨戦として位置付けられていたのであり、それが乗り越えられてしまったのである。

安倍政権は、4月には解釈改憲をして、集団的自衛権を認める方針である。

#### ③ 秘密保護法はどのような法律なのか

秘密保護法案は、既にある国家公務員法や自衛隊法による秘密保護体制を変え、公務員等から秘密が漏れないために、ありとあらゆる方法での漏洩を厳しく処罰する仕組みを作るとともに、秘密に近付こうとする国民のあらゆる行為を、特定取得行為や共謀、独立教唆、煽動という形で処罰する仕組みを作ったのである。

## II 今後の展開について

法案が成立した今、今後考えられるのは、秘密を守るための仕組みを働かせるための捜査手段を整備することである。

捜査の必要を理由に、**通信傍受法（盗聴法）**の対象犯罪とするための法改正がなされることが考えられる。ちょうど、取調べの可視化の導入に併せた通信傍受法の改正が法制審議会の新しい時代の刑事司法制度特別部会で検討されているところであり、その流れと合流する可能性がある。そこでは、会話傍受（室内盗聴）も検討されていることから、これについても、特定秘密保護法の罰則を対象犯罪とする改正がなされるおそれがある。

また、戦争など政府の動きに反対する勢力を取り締まるために、特定取得行為の手段とされる行為の共謀を罰する必要があるとして、**共謀罪法案**が提出される可能性がある。

過去に3度廃案になった法案だが、法案自体は存在しており、過去に国会で実質審議もされているので、いつでも法案を提出できる状況にある。最近、政府がこの制定をする方針であるとの報道もなされており、後はいつ法案が国会に提出されるかという段階になっている。

いずれにしても、国会による国民の監視体制はますます強められていくだろう。

日本版NSCには、情報収集機能がないため、諜報のための日本版NSAが設置される可能性もある。そうすると、ますます、国家は国民の情報を多く収集し、他方、国民には重要な情報が秘密され、知らされなくなる。憲法が保障する国民主権が骨抜きにされ、独裁体制ができあがる。

これに抵抗する国民は、特定秘密保護法や共謀罪法案によって、検挙されてしまうだろう。

これらは、現代の治安維持法として運用されるおそれがある。

以上